

令和元年度第3回補助金等審議会 会議録

日 時：令和元年11月13日（水）13時30分～15時40分

場 所：伊予市庁舎4階大会議議室

出席者：東渕則之会長、太田響子委員、佐藤清志委員、佐藤宏美委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（空岡・岡井・向井）

1 開会

会議の成立を確認した。

2 議事

（1）第2回会議録の確認

まず第1回の会議録の確認を行った。その内容をもって市のホームページに掲載した。議事に入り、平成30年度補助金の調査結果一覧を用い、市の補助金の全体像を説明した。廃止や縮小に該当する項目や事業については、今回示すこととしている。その後審議手法についての協議、日程調整を行った。

（2）補助金等審議会配布資料説明

○補助金関係整理表

項目にある課の理念については、前回の審議会で提案のあった、各課の補助金を出すに当たっての理念であり、資料1に取りまとめている。理念がないNo.70（下水放流協力金）は今年度から担当課変更により、都市住宅課に内包している。またNo.126（政務活動費交付金）は議員の情報収集など議員活動にかかる経費を1人月額1万円（年間上限12万円）交付しており、補助金の理念とは異なることから示していない。

表は課単位で白黒反転し区別している。補助金名の項目では、前回示した順で151事業を並べている。赤字で示している補助金名は、前回の補助金等審議会において、事務局判断による廃止や縮小と判断しうる項目が2つ以上あったもの、委員から個別に意見のあった補助金を加えている。これらの補助金については、各課に補助金の交付要綱、交付申請書、実績報告書などの報告を求めており、提出欄に印があるものについて報告があった。子育て支援課の6事業は任意で提出を受けている。提出欄の印のうち、◎、△については、提出資料から要綱や申請書、実績報告書などを取り出し、資料3の2冊にまとめている。

今回提示していない事業であっても、提出欄に○が付いている資料は各課から提出があるので、必要があれば提示することは可能である。後ほど◎が付いた12事業について説明を行い、意見を頂きたい。

○見直し基準調査表（資料2-1）

前回の審議会の後、各課に依頼した調査表及びその記載例となっている。前半の3ページが調査表、次ページからの3ページ分が記載例である。判断項目という欄があり、こちらは平成18年補助金見直し基準に掲げる項目の全てについて所管課に判断してもらった。この資料には廃止、整理合理化、縮小、拡大の要件を表示しているのだが、調査時には見直し基準に該当する・しないということで恣意的な判断が行われてもいけないということで、敢えて伏している。結果的にこの判断基準の項目を違う形でとらえられている結果も出ているが、その点も含め再検討したいと思う。

○事務事業の調査結果（資料2-2、資料2-3）

資料2-1による調査結果を資料2-3の冊子にまとめている。資料が膨大なので、今回資料の詳細説明は行わない。配布にとどめさせていただきたい。

この資料2-3の全体資料のうち、資料3に掲載している補助事業のみ抜粋したものが資料2-2となる。表は見開き2ページで補助金の内容が完結する形となる。それぞれの補助金の事業内容、補助目的など基本的内容を掲載し、廃止や縮小などの各項目の判断の可否を表示している。判断の可否の考え方について、それぞれの判断項目について、例えば廃止要件の判断ができるかどうかをまず決めてもらっている。ここで不可能と表示しているものは、交付申請書や実績報告書から判断できないものとなる。判断が付くものについて、廃止要件に当てはまれば「該当」、当てはまらなければ「非該当」としている。

○補助金の資料（資料3-1、資料3-2）

補助金事業の選択方法について説明する。今回提出のあった事業が全部で37事業あり、様式一覧や役員名簿など余分と思われる資料を排除しても500ページ強の膨大な資料であったことから、原則各課1事業とし、事務局側で気になる部分を含んだ事業を中心に選択した。農林水産課のNo.56、57は2事業選択している。こちらは前回の意見で双海町〇〇など特定の団体を冠した補助金名があるものは少し踏み込むべきという意見があったことから2事業選択した。

(会長)

事務局から資料全般についての説明があった。資料そのものの内容に関して質問等あるだろうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(3) 補助金の詳細について（事例説明）

資料3-1、資料3-2（補助金の詳細）の冊子を用い、補助金を順に説明。参考に資料1（各課の支出理念）、資料2-2（見直し基準）を活用

No.1 I R C年会費（総務課）

補助金としての支出であるが、この年会費というのは、いよぎん地域経済研究センター（I R C）という組織があり、その会員になれば、I R Cから毎月調査月報が送られてくる。またI R C独自の会やセミナーを行う際、優遇して受けられるという会費的なものであり、実質は負担金の内容である。このI R Cの会費納入となっているので、補助金という内容とは異なる。

（委員）

普通の補助金とは違うという説明であった。このように市のリーダーになるような方が外部の経済人というか、経営者の方々と交流されることは大事だと思う。補助金という形で出すのがいけないのなら、ほかの項目で支出することはできないか。

（事務局）

全般になろうかと思うのだが、例えば市から団体をお願いしてやってもらっているのなら、補助金という形も一つであるが、考え方を改めて委託という形も取れる。補助金であれば、あくまでも団体が何かをするための補助になるのだが、市がお願いしている場合は委託金への振り替えも一つの方法と思う。

実際に必要なものであって、19節の補助金及び交付金の位置付けがおかしいのであれば、適正なところに振り替えることにより、必要なものとして適正化が図れると考える。

（会長）

では、その点については、今後そういう方向で検討いただきたいと思う。

No.13 伊予市消防団本部及び分団本部運営費補助金（危機管理課）

3、4ページに補助金交付要綱があり、補助金を交付するに当たっての取り決めを記している。5ページからはこの要綱に従い、消防団本部から交付申請書が上がっている。その際、実施計画書（6ページ）、収支予算書（7ページ）を添付して交付申請している。この申請書が出ると、市が受け付け、交付申請が妥当と判断すれば、交付決定通知書を消防団本部に送る。それに基づき、今度は概算請求であるとか、事業が終わった際に事業実績報告書と合わせて請求を行う形となる。8ページから実績報告になる。日付が3月31日、つまり年度末に報告を行っており、この1年間でどういう実績があったか、それから決算書についての報告が出ている。申請金額は186,000円であり、収支決算書も同額、会議費176,000円、事務費等10,000円となっているが、どの会議費に使われているかはこちらでは把握できない内容であった。

11ページからは各分団、伊予市には下部組織として10分団あるのだが、それぞれの分団が同じ形で申請を行っている。1分団30,000円で内容も一緒であったので、1分団のみ上げている。こちらにも申請書、計画書、収支予算書が上がっており、後に実績報告書、活動報告、収支決算書という流れになっている。こちらにも会議費20,000円、事務費等10,000円かかったということで、どこまでが補助の範囲か分からないのが実情である。

(委員)

7ページの収支予算書を見ると、本年度予算186,000円、前年度予算240,000円、比較増減0となっているが、0ではないだろう。チェックしている際におかしいというやり取りはあるのではないか。この資料にそれがなかっただけなのか、240,000円から今年度186,000円に下がった説明がない。一方の分団は3万円と決まっている。積算根拠はよく分からないという説明であったと思うが、本当にそうだなという気がする。

(事務局)

課から出ている資料はまさにこの内容である。それについての詳細な資料提示はなかった。比較増減等については再度確認する。

(会長)

事業全体を通して、費用が見えてないというか、補助金の具体的な使途が不明である。これは感想であるが、補助金が本当に必要なのかどうかというその必要性があまり見えてこない。どういう理由で必要なのか見えて来ない気がした。できるだけ自立してやってもらえる姿が望ましいのだが、補助金はもらえるものだという、他者というか市に頼っておられる、そういう運営が続いてもいけない。できるだけ自立的に活動が行われる方向を目指すのだけど、現段階では補助金がないとできないという、そういう必要性が見えないと思う。

例えば9ページの実績報告書、消防団本部の事業実績があるのだが、こういうものでよいのかどうか。少しご意見をいただければと思う。何をされたかは分かるのだが、これが補助金の効果なのかと考えると、何か不足している気もする。いかがだろうか。

(委員)

重箱の隅をつついたような意見になるのだが、事業実績書(9ページ)の7月の一番上段、水防工法指導者養成講習会を見ると、参加者未定、場所等も未定のままである。6ページの計画書の項目も参加者未定、場所未定で、多分そのままではないか。計画の段階で未定なのは仕方ないと思うのだが、事業実績を提出する段階で未定のままでおかしい。実際、未定のままで事業実績を出

すというのは、書類作成の時点で厳しくチェックしていないというか、補助金はもらえるもの、もらって当然という甘えの部分が表れているのではないかという気がした。

(委員)

私は、若干消防団の方をかばう発言になるのだが、ご容赦いただきたい。皆さん多分手弁当で、自分の地区を守るために活動されている。多分この費用もいつ駆り出されるか分からない、どれくらい稼働するかも分からないけれど、心の準備を含めて、それに対する支出に見合うものではないと思う。皆さん本業も抱えながらやっているから、事務作業を行う能力というか余力というか、その辺に欠けていると思う。消防署をもっと拡充すると膨大な経費が掛かるのだから、それなら消防署や市役所でその事務作業が効率的に行えて、かつ納得性の得られるような予算決算の作業ができるレベルにする。単位で行うのではなく、分団の10を全部合わせて、その中で事務費を幾分か払ってあげて、きちんとしたものが作れる体制を作る方向、この補助金の透明性を高めるのが必要ではないかと思う。

(会長)

この全体の予算は、お示しいただく必要がないということによろしいか。この場合、補助金の収支だけでよろしいものだろうか。

(事務局)

団体やものによると思う。一例で言えば、団体育成補助。団体が運営するに当たって、結成して間もないところで非常に費用が少ないのであれば、その費用全体を見回して、これだけ足りないから補助しているというのが分かるので、全体像が必要になってこようかと思う。例えば、何かのお祭りをする際、市が半分委託的にどこかの業者や団体に補助をして実施したというのであれば、そのお祭りに係った経費という、単独のイベントに対しての収支で問題ないかと思う。

この場合、運営費の補助なので、この補助金だけで全てが完結しているのか、それ以外の予算と一緒にやっているのか見えてこないのだが、運営費の補助ということであれば、全体の運営費を出すべきではないかと考える。

補助金に関する交付要綱はどれも同じような内容であり、申請の際には交付申請書、事業計画書、収支予算書を、報告の際には事業実績報告書、収支決算書、事業実績書を出しなさいという形になっているのだが、先ほど委員がおっしゃった効果が見えないというなら、例えば事業費補助に対しては実績がないといけないとか、この辺りは書かないといけないとか、実績報告書に効果を記

すような文言を加えて作ってくださいというひな形のようなものに誘導すればよい。もらった分だけ出せばいいのか、それとも全体を出さないといけないのか、今後交付するに当たって整理しておくべきところだと考える。

No.21 愛媛県人権対策協議会伊予支部運営費補助金（福祉課）

17ページから交付要綱がある。21ページに補助金交付申請書として6,410,269円の申請があり、ページが戻るのだが、20ページに交付申請に基づき市が交付決定通知書を送っている資料がある。この640万円の交付金等々で活動を行っているのだが、28、29ページにあるとおり、運営費補助金の返還がある。これは会場使用料で余剰金が発生したということであり、補助金を一旦出したものの、返還をしている事例もあるということで紹介した。

(会長)

返還を含む事例としてということである。29ページと30ページを見比べると、29ページは「愛媛県人権対策協議会伊予市支部運営費補助金の還付」、30ページは「人権啓発土曜講座特別事業補助金精算書」となっており、見出しが違うのだが、これはより細かい形で出しているということか。何か意味があるのか。

(事務局)

確認はしていないのだが、費用金額が同じ内容なので、なぜこの表題になっているのか確認したいと思う。実際に精算をして返還をしており、資料では領収書も付いていたと記憶している。確かに29、30ページが同じような資料を出しているのだから、資料や要綱等、もう一度精査して確認したい。

No.26 伊予市敬老会実施事業費補助金（長寿介護課）

前回委員から意見のあった補助金である。地区によって人数が異なるのだが、交付申請、実績報告はほぼ同じ内容ということで報告を受けていることから、代表的な1地区の交付申請書と実績報告書を提出してもらった。38ページが交付申請書、交付要綱に基づき410人分820,000円の交付申請をしている。39ページに実績報告書として、参加者数164人、敬老会事業費区分を見ると、飲食費、記念品、抽選会、余興費、消耗品・雑費ということで、9月頃に敬老会をやり、皆さんで交流を深められているというのが実情であり、どの地区も同じと聞いている。

(委員)

実績報告書で、75歳以上の高齢者の参加が144人。交付要綱では1人当たりと

なっていて、2,000円を掛けると288,000円である。そこに820,000円を交付するのはそもそも妥当なことなのか。ここがちょっと…

(事務局)

ご指摘のとおりではあるが、これが実情となっているようである。1人2,000円の原資を全体で集め、来られた方で分配しているようだ。

(委員)

その分母について、参加者が大体それくらいという説明だろうか。

(事務局)

ここで言うと、欠席者は270人となっている。小規模なところだとは思うのだが、場所によっては、その欠席された方におまんじゅうのようなものを配っているとも聞くのだが、この場合は、来られた方が特典を受けられるから来てくださいという内容にも取れる。

(委員)

そういう欠席された方に記念品を持っていく部分もあるかもしれないが、経費のトータル837,236円を参加された方で割ると、1人当たり5,800円ほどになる。今の高齢者が増えている現状を考えると、そもそもの制度というか、敬老会事業の補助をどうするか考えるべき内容ではないかと思う。

(委員)

よろしいか。やはり公益上の必要性が客観的に認められないといけないと思う。飲食が中心であり、参加者全体ではない。どちらかというとな少ないので、全体の部分から言うと、客観的に公益上の必要性が認められるかどうか疑問に感じる。

最近飲食に公金を使うのはかなり少なくなっていると思う。ほぼないのではないか。その点では大いに違和感がある。できるだけ自助努力でやっていただきたい。例えば自治会でこの分の費用は持ってもらおうとか、1人2,000円として、来られない方におまんじゅうを配るなら引き算してもよいと思うのだが、あとは還付してもらうことも必要ではないか。飲食するなら2,000円以内にしてくださいというのが率直な感想である。

(委員)

全く同感である。料理や飲み物代で40万円くらいになっている。これは普通では許されるべきことではないと思う。

(会長)

ありがとうございます。ほかにご意見はないだろうか。敬老だからよろしいということがあれば、それはそれでご意見としてご発言いただければよい。

(委員)

異論はない。

No.32 伊予市食生活改善推進協議会助成金（健康増進課）

40ページからになる。これまでの補助金と同じ内容で、交付申請、実績報告書が出ている。この補助金では57ページに「事業効果」がある。協議会が独自に作成しており、補助金を受けて、こういう形で成果があったという、表現の良し悪しは別として、こういうものが必要ではないかということで、資料が付いていたので紹介させていただいた。

(委員)

事業効果まできちんと報告している例としてお示しいただいたということである。これから格差社会になると、貧しい子どもは食育というか、きちんとものを食べることを知らないまま大きくなることもある。地域全体で見るとすごく損している。そういう面にフォーカスして活動されている事業のようである。そういう対策であると書きづらいとか伝わりにくいとかあろうとは思いますが、こういう必要性をアピールしながら出すべきところには出すというメリハリ、補助金の理念に通ずるかもしれないが、見直しするだけでなく、積極的に交付すべき代表事業というか、補助金ではないかと思う。

(会長)

ありがとうございます。事業全体としての効果という表現で、補助金はその一部ということである。補助金は確か5万円だったか。なので、どこの部分にその補助金が使われたかという特定は難しいので、事業全体の効果ということで記されている。特定の事業に対する補助金であるのなら、その特定のところの事業効果を書いてもらう方がよいと思う。

No.35 伊予市放課後児童健全育成事業施設整備等補助金（子育て支援課）

市内に児童クラブを新規開設する際、施設の備品購入など、予算の範囲内で10分の10補助するものである。62、65ページに見積もりや請求書があるとおり、施設の備品であるパソコンや電話機、インクジェットプリンター、フードプロセッサ、冷蔵庫、扇風機、そういうもろもろの備品の購入補助となっている。合計金額が699,753円であり、1,000円未満は切り捨てで全額補助をしている。要綱を見てみると、補助金額そのものの上限が書かれていないため、補助申請を行う事業者にとっては分かりづらい補助になるのではないかと思い、一例として紹介した。

(会長)

これは、上限が何らかの形で明示されているのが望ましいということだろうか。

(事務局)

お見込みのとおり。交付要綱が58ページからあり、市の委託により事業を実施している団体で児童クラブを開設するという事なので、開設に当たり事前相談をしておいて、そういう備品等々を10分の10でやるのだから、その分を出しますという意味合いというか、出すためのツールとして要綱を作っていると思う。児童クラブの規模にもよるので、一概に幾らというのは難しいと思うのだが、予算上、どこまでも際限なく使えるわけではない。例えば1人当たり幾ら分の備品という形で、何人規模なら幾らまでという上限を決めておいた方がよいのではないか。何らかの機能に特化したもの、例えば運動系に特化した児童クラブを作りたいとなると、運動器具の備品はどうしても高くなるので、そういう線引きは交付要綱にあるべきではないかと思う。補助限度額は予算の範囲内というのが現状であり、実際の取り決めについては確認したい。

(会長)

分かった。

No.56 伊予市双海町漁業協同組合女性部対策事業費補助金交付要綱（農林水産課）

この補助金は、双海町漁協の女性部に対して68ページにあるとおり、補助金45,000円を補助するものである。実績報告書が72ページ、実施報告書が73、74ページに記載されている。実績報告書の収支決算に市助成金45,000円が含まれている。市の補助金が団体運営の一部に取り込まれており、どの部分を補助しているのかは分からないのが現状である。

(委員)

先ほど来、話題に出ている事業費自体なのか団体全体なのか。道の駅で双海の漁協の女性部が看板を出してサザエを焼いたりする。実施している事業が目立つのだが、これだけの収益があって、さらに補助金を出す必要があるのかという気がする。その辺りの整理が必要ではないだろうか。

(会長)

おっしゃるとおり。これはずっと継続して出されている補助金だろう。運営の一部費用を市が負担しているということである。先ほどのとおり、やはり必要性というか、必要があるところに対して補助金を出すというのが本来の趣旨だと思う。ある程度自立ができるなら、そちらを目指していただくのが本筋だ

ろうと思う。

(資料3-2)

No.57 伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金（農林水産課）

1 ページの交付要綱、双海町の漁業後継者の対策ということで、相手先は特定されている。漁協としては、伊予地域にも漁協があり、全般的な補助ではなく、個々に設定している感じである。内容については先ほどのNo.56の補助と同じ内容になっている。

(会長)

こちらも双海町である。No.57の資料をご覧ください、指摘いただく点があればお願いしたい。

(委員)

これも先ほどと同じで、漁協の中で継続も継続だろう。とすれば、ずっと出し続けるのはいかがなものかと思う。支出の内容についても毎年実施しますということで受け取り、とんとんで終わる感じになる内容ではないか。

(会長)

ありがとうございます。漁協自体は伊予地域にもあるわけだろう。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(会長)

この補助金は双海地域だけだろう。こういう形でよいのだろうか。全般的にあまねく公益性を提供するという観点で言うと、双海町の漁協のみというのは、何となくすっきりしないところがあるのだが、いかがなものだろうか。もし意見を頂けるようなら、事務局からお願いしたい。

(事務局)

補助金の関係整理表をご覧ください。詳細まで確認をしていないので、推測の部分もあろうかと思うのでご容赦いただきたい。今回具体的な補助金として双海のNo.56、57を検討いただいているのだが、実際の漁協に対する補助金は55から63の一部にまで入っている。No.55については、近代化資金利子補給金であるので、船や器具を買った際の費用の利子補給という形になろうと思う。No.63は廃棄物処理事業費補助金であり、網などの処理については共通であろうと思う。そのほか、双海町若い漁業者自主研修活動事業費補助金や新規漁業就業者定着促進事業費補助金など、今の漁業後継者対策事業とどう異なるのかということになる。場合によっては、整理合理化という形で、漁業者を育てる

のであれば育てる補助金として1本の柱を作る。それに基づいて青年漁業者であるとか漁業後継者であるとか…農業で言えば、若手の青年を受け入れる、農業を継ぐという仕組み的には分かれているものの、全体で農業者の育成ということであれば、例えば整理合理化して、その中で若手についてはこうする、後継者にはこうするといった、その中で仕切るのも一つかもしれない。

例えば40歳の方が農業をしたいというと、新規農業者なのか、青年農業者なのか、それとも農業後継者なのか、何らかの切り分けは行っていると思うのだが、そういう形ではなく、育成は一本にするのも一つの方法だと思う。今回の例では、双海町のまま補助をしており、公平性の観点から良いのかどうかということにもつながるので、整理をしていければと思う。

ただ違った観点からすると、いわゆる合併前の旧市町で取り組んでいた補助がそのまま生き残っているという実情もある。漁協の合併なども政策上、業態で取り組むべき課題もある。そういう整理統合はこれから進んでいくとは思っているのだが、旧市町からの補助が見直されないまま続いているという一面もあるので、よろしく審議いただければと思う。

(会長)

もちろん積極的に頑張ってまちを良くしていこうという取り組みは積極的にやっていただきたいと思う。

No.66 伊予市景観形成推進組織活動費助成金（都市住宅課）

9ページから要綱があり、良好な景観の形成に資するために補助をしている。12ページに交付申請があり、郡中景観まちづくり推進協議会が補助金1万円を申請している。実際の事業は13ページにあるとおり、フリーライターを呼び、三津浜の古民家のリノベーションについての講演を聞き、その経費を助成金の1万円で支払っている。まちづくり推進協議会であるので、1年間の事業がこれだけということではないはずであるが、提出いただいた資料からは、この講演をやったということしか読み取れない内容となっている。

(会長)

一式の書類は出ているが、効果は書かれていない。講演会を行ったというだけである。何かご意見あるだろうか。

(委員)

これは具体的に何の事例として出されたのか。

(事務局)

内容として、この講演会を行うためにお金をもらって講演会をしたという内

容だけである。要綱に基づく内容に対し補助金を出しているのに、特段問題はないかと思う。景観形成のためという交付対象に曖昧なところはあるが、内容には合致している。

(委員)

あるとするならば、1万円という少額で1回なので、助成しなきゃいけない事業だろうかという意味では、計画書を出して報告書を出してもらうという、行政コストの面から考えると、上限も決めなきゃいけないけれど、下限も決めて、無駄ではないかという面もあるかもしれない。

(委員)

よろしいか。各課から1つずつ選ばれているということである。都市住宅課には耐震関連のものとかほかの補助があるが、もともと数が少ない中からこれということだろう。たまたま整理表を見ると、この助成金の一段上が景観形成推進事業費助成金(No.65)と似たような補助金がある。ここだけに限らないのだが、いろんな事情で似たような名前なのが結構残っている。この表の名前だけしか分からないのだが、農林水産課で言えば原木しいたけ優良品種導入事業費補助金(No.48)や伊予椎茸生産組合活動事業費補助金(No.46)とか、いろんな事情はあるのだろうが、市民目線で見るときに、何でこんなにいろいろあるのだろうという疑問が浮かぶので、やはり統合できるものはある程度あるのではないかという感想を抱いた。

(会長)

ありがとうございます。実績というか、効果としてどこまでの記述を求めるところかというのが一つあると思う。事業を実施して、そのときの状況が写真であるので、しっかり効果は上がっているだろうとは思っているのだが、何か一文ほしいなという気はした。

No.79 伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金(農業振興課)

先ほどの内容と同様、中山町の農業者に特定をした形での補助金を交付しているということで、一例として挙げている。23ページに事業実績報告があり、4月13日の役員会からホテルまつり、優良農地の視察等、農業に関する事業や栗の剪定事業を行っている。その協議会に対する補助である。

(委員)

会議費が非常に高額である。備考欄にある「乃む羅」とは何か。

(事務局)

こちらは居酒屋である。確かにそういうところでの話し合いをしている結

果、総会費が104,500円、役員会費279,545円という費用がかかっているとも言える。確かに市の補助金18万円に対して、実際の活動費667,365円であるので、全ての補助金が会議費に流れているというわけではない。自主事業も行っているので一概には言えないが、結果的には会議費が目についでしまう。

(委員)

実績報告に、協議会という団体全体の決算書として総会資料を付けていただいているのだが、やはり飲み食いの費用が非常に多い。補助金交付要綱の中で対象経費になるのは、先進地視察と栗剪定事業に要する経費、その他市長が必要と認める経費という3項目だけである。決算額で行くと、視察研修費が3,000円、栗剪定事業が5,996円であり、その他市長が必要と認められたところはあるわけだろうが、飲み食いの費用が多すぎる。

もう一つ、農業振興課の理念で、中小の家族経営を含めた農業者が地域の貴重な農地を担っている現実を踏まえ、大規模から中小までの多様な担い手の育成による農業の実現を目指すことが重要とある。農業や林業水産業といった1次産業はいろいろ大変であり、衰退したら大変だとは思っているのだが、効果は考えないといけないと思う。ずっと出し続けて現在に至っているのだろうが、頑張る農家を応援する方向に毎年見直す必要があるのではないか。農林水産業が無駄だという気持ちは全然ないのだが、より効果のあるものにシフトしていく、考え直すというか、見直していく必要性があるろうというふう感じた。

(会長)

ありがとうございます。こういう補助を出し続けられているのは中山町だけだろうか。

(事務局)

地区を限った内容ではこの中山町だけであるが、整理表で言うNo.78の伊予市青年農業者協議会補助金は、概ね45歳までの農業者に対し、交流を深めるとか、いわゆるネットワークづくりに対する補助金であったと記憶している。No.80の認定農業者協議会の補助金は、今後農業を主として伊予市の農業を守っていただける方に対しての補助であったと思う。

そういう点で言えば、この中山町と限っているのは、委員から意見のあった栗、特産品に特化しているのであれば一つの考えであろうと思うのだが、中山町農業者協議会という位置付けであれば、今申し上げた2団体との切り分けというか整理がつかないまま、そのままの団体に補助しているのかもしれない。そうすると、農業に係る団体が幾つかあって、個別に補助金を出している内容が読み取れるのではないかと思う。

(会長)

その点は少し精査いただき、もし改善の必要があるようであれば、その方向でお願いしたい。また、補助金理念というか、交付に当たっての方針を決めるときにもそういう内容を盛り込んで作っていただくとよいかと思う。

No.115 伊予市ほたる保護活動費補助金（経済雇用戦略課）

伊予市ではほたるの保護活動をしている団体へ補助している。資料の都合上中山地区のみを掲載しているが、別に双海地区にも団体があり、そちらにも同額を補助している。活動内容は若干異なるものの、全体的な内容もほぼ同じであったので、中山地区のみ出している。要綱としては、全般的な補助金を出しており、それに該当する者が申請している形になっている。補助対象経費に掲げられた事業について活動している。

(委員)

こちらも各課1つという形で出てきたものだろうか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

日本に寄附文化がもっと根付いてくれれば、ほたるを保存しましょうということで一般会費を募って寄附してくれる人が増える方向が望ましいのだろうが、なかなか。後で出てくる文化・芸能も同じであるが、一定程度行政が関わらないと、地元のこういう文化や珍しいものを守っていけないとなると、期間を区切った特別枠のような補助をどういうくくり方で整理していくかという、一つの考え方、何か考えなければいけないかなと思う。

No.137 伊予市伝統芸能保存団体活動補助金（社会教育課）

46ページに活動団体の一覧がある。市内で一番多いのが獅子舞であり、そのほかに万才、しゃぎり、お供相撲保存会がある。獅子舞はイメージがつくと思うのだが、万才とは、愛媛県で中心に行われる祝福芸であり、3人の方が三味線や太鼓などのお囃子が付いた中で踊り、扇子を開いた松飾りをやるなど、敬老のお祝いなどで伝統芸能を行うものである。しゃぎりというのは、お神輿が来る前に、間もなくお神輿が来ますという合図をするもので、子どもが笛や太鼓で一団を形成して練り歩き、お神輿の先案内をする伝統文化のようである。

46ページには補助金額の支出額があり、獅子舞は伊予地区では27,000円、双海・中山地区では90,000円となっている。万才が60,750円、しゃぎり・お相撲

保存会が36,450円となっている。地区によりなぜ金額が違うのか、資料からは読み取れないものの、先ほど来の合併後の調整がとれていないという可能性もあるのでは、と思う。

次ページから幾つか例を挙げている。47ページからは三谷獅子舞保存会。具体的には秋祭りの練習を行い、祭り当日に各地で披露するのが主な内容となっている。実績報告書51ページ、決算書52ページにあるとおり、練習時の飲み物代、祭り当日に子役で出てくれた方への謝礼、着付けの謝礼、そして衣装購入費等が主な支出となっている。繰越額は2万円程度で、全体の額からしても適正と感じられる。

53ページから、門前獅子舞保存会の補助金資料となっている。同じ獅子舞であるが、こちらは90,000円の補助である。実績報告書と収支決算書が57、58ページにあり、先ほどと同様、秋祭り本番に向けた練習を重ねている。子役の謝礼や打ち合わせ会等にそれぞれ約3万円かかっている。祭り当日には40人分の弁当・飲み物とあり、8万円の支出となっている。

異なる伝統文化として、野中万才を60ページから紹介している。65ページに収支決算書があり、昨年の繰越金85,117円に市の補助金60,750円、それに年会費を足したもので活動している。翌年に84,867円を繰り越しており、年間の費用はおおむね6万円前後、繰越金が補助金以上にあるのは気になるものの、活動自体の費用としては健全であろうと思う。

最後に繰越金の極端な例があったので、67ページで紹介している。前年度繰越金が527,288円で予算上は次年度への繰越が546,050円で予算を立てている。決算は事務費176,000円、道具の購入費263,060円と金額が大きく動いており、翌年度繰越は307,356円となっている。90,000円の補助に対する繰越額の考え方はいろいろあるかと思う。ただ道具の購入に263,000円かかっており、道具の一つをとっても高価である面もあるので、必ずしも活動費だけではないのかもしれない。

補助金申請の仕分けをしている中で、伊予市観光協会事業費補助金（No.114）があり、資料の中に繰越金理由書というのがあったので、70ページに参考資料として付けている。前年度から8,040,278円という多額の繰越があったことについて、この804万円はこういう内訳が必要だと。繰越金はあるものの、それを踏まえても市の補助金が必要なので、補助金申請を行う形となっている。この繰越金理由書があることによって、繰越金の存在理由が明確になるのではないかとということで、一例として挙げさせていただいた。

この伝統芸能の保存団体活動補助は、このような形で地区にある保存会に対

して一律で補助しているのだが、潤沢な団体とそうでない団体がある。この一律の補助をどう考えるか、一つの材料になるのではないかと思う。

(会長)

今の説明で、金額がかなりばらついていると。そこの根拠というか正当性というか、獅子舞では中山・双海が90,000円、伊予地区が各27,000円、結構差があるので、少ないほうの方がご覧になったときにどう思われるか。

(委員)

これは違和感がある。

それから51ページ、事業実施報告書は左肩に様式第6号とあるので、様式があるのだろうが、事業効果の欄には3行だけである。これは少ないと思う。もう少し具体的に書いてもらった方が説明責任を果たせると思う。

(委員)

よろしいか。この補助金は地域の間関係育成にも役に立つし、文化を残していくという意味でも役立つので、必要なものだと思います。ただ、公平性の観点から言うと、何が公平なのか。頭割りがいいのか、同じ金額がいいのか、地区の頭割りか頭数なのか、それとも参加している人の頭数か。それらを考えると難しい問題である。

以前そのようなものに参加している若い人から話を聞いたことがある。前に踊ったことがある人が、次の世代の小学校・中学校の子に教えるのがメインなのかなと思う。そうすると、参加者を増やすために、参加してくれる人の頭割りがいいのかなと。そういう公平性の考え方は少し整理する必要があるように思う。

(会長)

ありがとうございます。支出に関してはいかがでしょうか。いろんな保存会があろうかと思うのだが、例えば52ページにある支出。食糧費として練習時の飲み物代、これはミネラルウォーターか何かでしょうか。報償費は子役、着付け等謝礼、これくらいなら問題はないか。

事務局として、書類を調整いただく段階でどのように感じられたか。

(事務局)

資料としては、46ページに出ている団体全ての実績報告書が挙がっている。金額で言えば、繰越金が数百円で、補助金がないと活動できないという団体もあった。市として地域の文化を守ることが必要だから補助もして活動してほしいという一方で、お祭りに関して飲食費的なものが出ている、また経常的に繰越金が多額であるものもある。当然伝統芸能なので、例えば神社でお神輿を作

り替えるとなると多額の金額がかかる。獅子舞でもお面や布で同じように費用がかかるかもしれない。そうすると、繰越金は運営費ではなく、保存に必要なものであるので、ほかの補助金とは異なる部分も含まれると思う。ただ、運営的な目で見ると、やはり多額の繰越金は目につく。団体の運営費用そのものに対して口出しする権利はないのかもしれないが、そういうところにはある程度の措置は必要ではないかと思う。

将来的には、前回の審議会でも少し触れたのだが、市がこういう補助を出し、こういう効果があったというのをホームページ等を通じ、市民に公表したいと考えている。前回の補助金の見直し方針でも公表を原則とするというのがあった。そういう面では、公平性が保てるかどうか。同じ獅子舞なのに、なんでこんなに出ているのか。あそこは伝統があるからこれくらい必要だということからえ方になるのか、分かりかねるところはあるのだが、少なくとも公表することによって、公平性がもし保たれていないのであれば、そういう点も一つの議題に上がろうかと思う。

現状がどうなっているのか、団体の成り立ちや立場もあるので一概には言えないが、運営費に限って言えば、少し疑問ではある。

(会長)

No.114については繰越金理由書ということだな。

(事務局)

余談ではあるが、本日配布した資料2-2、見直し基準の調査結果の抜粋を見ると、これまでの補助事業について廃止と縮小の該当、非該当、不可能という各課の判断を付けているのだが、これを見る限りでは、どの事業も多少なりとも廃止や縮小のフラグが立っているのが見て取れるかと思う。

(会長)

これまで事務局から個々の補助金の詳細を説明いただき、委員から個別の意見を頂戴した。どうだろうか。全体を通してお気付きの点はあるだろうか。

(委員)

これまで一通り見たのだが、計画書とか決算書とか、申請書にくっついているものに割とばらつきがあると思った。

(委員)

よろしいか。見直し基準の中の整理合理化④「事業計画、予算計画、実績報告等必要書類の提出を義務化し、常に事業目的、事業効果等を把握する」という項目があって、整理合理化④に該当する補助が結構多い。No.1、13、57以外が該当になっている。もちろん収支や実績の報告もあるのだが、この基準に該

当する、しないというのは、どの程度のレベルでこの項目をクリアできるのか。収支の決算を出したり、どういうことをやったりしているかだけでは足りないかなというのが、よく分からなかった。

(会長)

整理合理化の④だな。これについて、どの程度のものを求めるのかということであるが、いかがだろうか。

(事務局)

各課判断ということで、確かに該当が多い。整理合理化④は、実際に「事業計画、予算計画、実績報告等必要書類の提出を義務化し」という前段と、「常に事業目的、事業効果等を把握する」という後段に分けてみると、前段の部分が特に目に付いているのではないかと思う。後段の事業目的や事業効果は、委員の指摘どおり、見ているかどうかは少し疑問なところがある。実際に該当しているものについて、どういう判断基準で出しているか調査しているのだが、おそらく事業の目的や効果など、要綱等書いているレベルになっているのではないかと思う。実際に合致しているかどうか、一步踏み込んだ検証については、そこまでは検証されていないのではないかと推測する。

(会長)

ありがとうございます。今の回答でいかがか。よろしいか。そうすると、現状としては、担当部署によって判断基準、ありていに言うと甘辛があるという状況だということだな。

(事務局)

資料1にある各課の補助金支出理念をご覧いただきたい。例えば総務課では「補助金の支出に当たっては、目的・内容等を精査し、本来補助すべきものかどうかを検討して実施に努めている」、また「伊予市全体の振興に係るものが多いので公平性を考慮しなければならない、必要性の有無と効果が期待できるものについて交付決定を行うようにしている」とある一方で、備考欄に「個別の補助金の言及あり」という課がある。例えば危機管理課は「当該補助金に対する受給要望を調査して需要を把握することとあわせて、支給総額に上限を設定して抑制する措置を施すことで財政的な調和を図る」としているが、それ以降は、自主防災組織活動事業費補助はこういう考えで補助している、防犯灯補助金はこういう考えで補助していると、補助金を出しているものについての説明が書かれている。市民課においてもこういう内容が必要だとか、水道課も市民の日常的なものに必要、当然水道なので必要ではあるが、こういう補助金が必要であると。だから一定の方のために飲用井戸の整備事業費補助金を設けて

いると、補助金の内容に言及しているところもある。

全般的ではないのだが、多く見られたのが総合計画に書かれている内容に基づいてというもの。10年後の市の方向性を記した計画書が総合計画であるが、具体的な項目がなかなか表現できないこともあり、例えば、安心・安全なまちづくりに資するために補助金を出すという、分かったようで分からない内容になってしまうところもある。個々の補助金になると明確な対象も決まるので、そういう事業に実際に支払うのは、10年後の目標に向かって進めるのであれば出しますというところも感じられると思う。

(会長)

今、補助金の理念に言及をされた。その確認であるが、各局各課でそれぞれ補助金の理念を書かれている。全般的にそれぞれの課の仕事内容や状況にある程度引っ張られている記述がある。この全体を通して補助金支出に関する考え方、共通するところを伊予市がお持ちかどうかというところである。まずは全体としての理念がもしあれば教えていただきたい。いかがだろうか。

(事務局)

各課を通して、確かに濃淡があり、共通する内容はないという気がする。団体の要望や市が求める方向性に合致する団体への事業補助の必要に応じて、その補助金を出すための手段として要綱を制定する。要綱ができたことを礎にして予算要求をし、予算が通れば執行していく流れで個別の補助内容が形成されるように思う。

今回他市の事例を別資料として付けさせていただいている。表紙の魚沼市補助金交付基準など4市を例に出している。市としての概念までは切り込んでいないのだが、この他市事例をいろいろ見ていく中で気付いたのは、伊予市であれば見直し基準、補助金等の見直し基準となっている。見直し基準というのは、現在出している補助金に対して、何らかの抑制する方向、それを検証する方法が必要ではないか、いわば、当たり前に出している補助金に対して、何らかの抑制をかけるための基準と取れる。この見直し基準として立てている市町村は大変多い。

一方で表紙の魚沼市も該当するのだが、補助金交付基準を作っている。このような市町村も多くある。こちらは交付するための基準を定めることになっており、真に必要な補助金を決め、それに基づき支払う。どちらかというところゼロベースというかプラス思考な形、市として方向性を出して、それに合致するのであれば補助金を出すという意味合いに取れる。

資料5ページから、赤穂市補助金のあり方交付基準であるとか、7ページ安

芸太田町の補助金等の取り扱いガイドライン、11ページからは千葉県佐倉市の補助金等の交付基準として、基準そのものを定めている市もある。

要は、この交付基準がどういう形で定められるかは別として、伊予市としても見直し基準という、改革の一端として決める基準はあってもいいと思うのだが、交付基準を決め、市としてどういうものに対して交付するという形があれば、そこに市の理念が入ってくるのではないかと思う。今、案として申し上げられないので、あくまでも概念の概念ではあるが、伊予市に今までそういう考えがなかった。これまでのような見直し基準ではなく、交付基準を方向性として考えていけば、自ずと市の理念が溶け込んでいくのではないかと考える。資料はあくまでも抜粋であり、こういう内容もあったという一例であるので、理念自体の答えにはなっていないのだが、そういう形で今後進めていくのも一つの方向性ではないかと思う。

(会長)

事務局から今発言いただいた交付基準というか、どういうものに対して補助金を交付していくのかという基準、これは補助金の理念も絡まってくると思う。そこを定めることも取り組んでいけばいかがだろうか。

委員の皆さんにもそのところに関してお伺いさせていただければと思う。いかがだろうか。

(委員)

単なる感想であるが、見直し基準というよりも交付基準を考えていくという方が、市としても市民に説明しやすい。今もらっているところについては、課としてももらっている団体としてもあるのだろうが、交付基準を決めると言われた方が何かすんなり理解できるような気がした。

(委員)

よろしいか。私も漠然とした感想になるのだが、先ほど事務局から、見直し基準というのは交付している補助金の抑制をかける働きがあるけれど、そうではなく、今までになかった新しい発想で交付基準を作るという説明があったときに、今参加している審議会が目指すものというのが自分なりに分かりかけたかなという感想を持った。

それから、先ほど資料として本日頂いた補助金の資料3、2冊の冊子の中に、現在交付申請をしてから、実際に申請した団体に交付が決定し、それから実際に事業を行った後の報告までの一連の、現在どういう書類を提出しているのかという流れを見せていただいたのだが、各課の補助金の理念の中に、その補助金を交付することにより、どういう効果を期待しているから交付すると

か、理念の中に「効果」という言葉がたくさん出てきたかと思う。ただ事業の収支決算や報告書を見ると、単に数字の部分は記載されているけれど、その報告書に効果という部分が、今の様式ではあまり見えてこないの、今後そういう部分も分かる書類になれば、その「効果」というのが、すなわち交付基準とつながるのではないかと思った。

(委員)

まさに今の点である。私は皆さんの意見に特に付け加えるものはない。

(委員)

感想ではあるが、本日配られた安芸太田町の基準がとてもよくできているなと思った。見直し基準と交付基準の2つがあるのだが、割と納得いくような基準が決められており、すばらしいのではないかと思う。

(会長)

ありがとうございました。そうすると、交付基準も検討していくということで、委員一同賛成という感想、意見であったかと思う。繰り返しになるが、本来自立してやってもらえる姿が一番望ましいが、何か補助金はもらえるものだと市に頼る運営が続いてもいけない。自立的に活動する方向を目指すけれど、現段階では補助金がないとできなという、そういう必要性が全般的に見えないというのが感想である。

それでは、補助金について一通り意見を頂戴した。これはあくまでもサンプルというか、一部分であったかとは思いますが、全体の状況は理解いただけたと思う。交付基準なり補助金の理念を作っていく際に、1つ頭に入れて検討していくべき視点が見えたかと思う。

(4) 今後の補助金等審議会の進め方について

(事務局)

これまで個々の補助金内容について意見いただいた。個々と言いながら、全般に関係する内容や補助金そのものに関する考え方もあったと思う。こちらを整理させていただきたいと思う。

先ほど触れた提案であるが、補助金の見直しではなく、1つは補助金の交付基準ということで、伊予市の理念であるとか補助金を出すに当たっての留意点をまとめてはどうかと考えている。そこには補助金が必要な理由、公益性も必要であるということなので、効果の検証も含め、そういうところも基準に入れればどうかと考えている。

確かに補助金を出していながら、団体の活動で補助金を出した成果が見られないであるとか、市の税金を使っている感覚がない、当たり前だからもらって

いるという意見もあった。そういう団体運営の一部になっているものについては、見直しというかも一度確認いただく。例えば補助金の内容を公開することにより、多少の影響は出るかもしれない。例えば地区によって補助金がばらばらなものが公開によって市民の目に触れれば、まずいのなら直す、そういう形も見えてくるのではないかと考えている。

今回の資料作成に当たり、個人や団体があまりに特定されすぎて攻撃対象になってもいけない。団体がこんなに使っているというのではなく、あくまでも市の発展のためにこういう事業に補助している、その結果こういう効果が生まれているという、補助金を出している理由が出てくるのが本来であろうと思う。補助金は団体や個人にも出しているので、そういう個人情報などどのように伏せながら成果を市民に説明するか考えていきたいと思う。

そういう内容を整理して、次回、形は全くできていないのだが、中間報告的な案を作成したいと考えている。今申し上げた交付基準であるとか、課題として挙げた内容の是正、それはどの補助金に対しても指導する。例えば交付申請書を見直すのであれば、次回決定するわけではないが、例えば庁内協議で、交付申請書の修正が最もだと判断されるならば、次年度の交付申請や実績報告の提出時には反映できるかもしれない。

要綱を全て変えるのではなく、交付申請書の書き方を変えてもらうような、条件を付けて補助する方法もある。そういう形で中間報告に向けた取りまとめを進めていきたいと考えている。その改善が次年度にできるのであれば、そういうところも踏まえた形としたいと思う。現段階での案なので、どういうふうに取りまとめていくか、皆さんの意見も踏まえた形での反映になろうと思う。方向性を提案し、皆さんの意見を頂戴できればと考えている。

(会長)

今お示しいただいた方向性でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしである。その方向で進めていただきたい。

(5) 次回の補助金等審議会の日程

第4回審議会は、1月17日（金）13：30～

第5回審議会は、3月10日（火）、11日（水）、13日（金）のいずれか、議会の開催状況も考慮し決定することとした。時間は13：30～とする。

(6) その他

(事務局)

今回の資料についても、前回同様開催近くになっての郵送となり、中身が十

分できないままの資料もあった。次回できる限り早くお渡ししたいと思う。配布した資料でお気付きの点や言い忘れた点、意見があればメール等で頂ければと思う。

(会長)

その他何もないようであれば、以上で議事を終了する。本日は大変長時間にわたり協力いただき、ありがとうございました。

3 閉会

(事務局)

以上をもって、第3回伊予市補助金等審議会の全ての日程を終了した。これにて閉会とする。